

発議第 4 号

田畑豊利議員に対する辞職勧告決議（案）について

このことについて、会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月12日 提出

提出者	江差町議会議員	萩 原	徹
賛成者	江差町議会議員	室 井	正 行
〃	〃	出 崎	太 郎
〃	〃	飯 田	隆 一
〃	〃	小野寺	真 望
〃	〃	西海谷	

田畑豊利議員に対する辞職勧告決議

田畑豊利議員は、昨年、「江差町議会の解散請求」手続きを行った際、その要旨において、虚偽の記述や議会並びに他の現職議員を侮辱するような文言を記述しており、その真意を問うた際も「他の議員は、町長の傀儡である」と言う発言を複数回繰り返したところである。

これに対し、議員としての資質向上に努めるとともに、根拠のない記述や発言は厳に慎み、自覚と責任ある行動を行うよう猛省を強く求める問責決議を令和5年12月13日に可決したところである。

また、令和6年第1回定例会においては、田畑議員自身が侮辱された事に立腹し、議長からの制止命令を無視し、町長に暴行を行うような勢いで迫った行為は、議場における暴行未遂や秩序維持に反し、議事を妨害するものとして、出席停止の懲罰処分を令和6年3月6日に可決したところである。

しかしながら、この間、反省の意を示すこと無く、前回と同様の「江差町には議会がありません」「町長の傀儡物」「イエスマン集団」「ものをいう議員はゼロ」など、議会並びに他の現職議員を侮辱した文言により、令和6年9月5日「江差町議会の解散請求」手続きを行い、更には同内容のビラを町内各所の個人宅に配布を行っていたものである。

他の者を侮辱し、自分の意に沿わない者は排除するような言動は、極めて独善的な行為であり、議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

我々議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者であり、良心と責任を持って政治的判断や活動を行っており、田畑豊利議員の発言や行動は、それとは相反するもので言語道断であり、断じて許されるものではない。

よって、本町議会は、田畑豊利議員みずから議員辞職されることが適当と判断し、ここに、それを求めるものである。

以上、決議する。

令和6年12月12日

江 差 町 議 会